

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業地域

久喜市、加須市、羽生市

四 作業期間

平成二十九年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで